

栃木市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

栃木市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月5日提出

提出者	栃木市議会議員	森戸雅孝
	同	入野登志子
	同	福田裕司
	同	天谷浩明
	同	氏家晃
	同	福富善明
	同	白石幹男
	同	中島克訓

栃木市条例第 号

栃木市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成22年栃木市条例第48号）の特例を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の特例)

第2条 議会の議長、副議長及び議員の令和2年7月1日から令和3年3月31日までの期間における議員報酬の月額については、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条第1号から第3号までの規定にかかわらず、各号に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の算定の基礎となる議員報酬の月額については、同条に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

栃木市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策の財源確保を目的として、議員の議員報酬を減額する措置を講じるため、栃木市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略